

**○事務局長** 本日は、全員出席でございますので総会は成立いたしております。

それでは、ただいまから令和2年度第1回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

**○会長** (挨拶)

**○議長** それでは、座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に2番委員、10番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

**○議長** 続きまして日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** はい。それでは、日程第2、議案第1号の説明を申し上げます。ページが1ページでございます。日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものとするというものでございます。今回1件の3条の申請が上がってきております。

(1件の申請についての説明)

**○議長** ここで、事前調査の報告をお願いしたいと思います。はい、8番委員申し上げます。

**○8番** 議案第1号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回1件の申請がありましたが、昨日の9日に、8番委員、16番委員、17番委員で調査いたしました。まず、番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用区域内農地となっております。売買による所有権移転となります。売買価格は1筆で●●円となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可要

件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。以上です。

**○議長** はい、ただいま8番委員より事前調査の報告をいただきました。事務局の説明と事前調査委員の報告がございましたが、本件について何か皆さんがたご意見はございませんか。

はい、3番委員。

**○3番** ■■さん方の入り口も含まれているんですが。この図面をみるとこれは問題がないのでしょうか。

**○事務局長** はい、この図面につきましては、管内図に字図を重ねて作成しておりまして、この図面とは若干場所が違っておりまして、今までの総会でこういった図面を出していたということで、これを使わせて頂きましたけれども、次回からは、正確な図面を添付いたします。この図面では進入路も入っておりますけれども、そこは含まれておりませんので、よろしくお願い致します。

**○3番** 全然関係無いということですね。

**○事務局長** はい。関係ありません。あくまでも農地部分で、その場所を説明するために添付させていただいております。以上です。

**○議長** はい。3番委員よろしいでしょうか。ほかに。12番委員

**○12番** すいません。ここはですね。私もちょっと前に、見に行ったんですが、図面上、確認された方はもう当然ですね、おかしいと思われてるんですけども、車庫棟と進入路はですね、きっちりと分かれておりまして、間違いないと思います。また●●さんの方も戦後からですね、何十年と耕作されておるということで、どうかしてですね、◆さんの方も

早く手放したいということがありまして、こういった運びになった、もう何年前から話があったんですけど、●●さんの方がですね、やっと今年、早くしようということで進めた案件だと思えます。以上でございます。

○議長 はい9番

○9番 この土地ですね。田で●アールで●万円ということですが、それで●畝ばかりで●万ですよ。今、箇所によっては畑で●●万円とか位で安い、ちょっと安いとか言われることもあるし、この場所、私はよくわかりませんが、田で●●アール分は●●万円ということ、これを皆さんどう思われますかね。私、畑で場所によってでしょうけど、●●万とか、聞いたりするんですが、お互いの売り手買い手で、あくまで、こういうことになったと思うんですけど、そこらあたりを皆さんに検討してもらいたいと思います。

○議長 はい12番。

○12番 はい。水路も無くてですね。水も引けないという状況の中で場所も、もう水が流れない。また長年、何十年とですね小作されたこともありまして、そこを鑑みたところのお互いの話の中の値段だと思えます。以上です。

○議長 9番。よろしいですか。

○9番 はい。よろしいですけど、結局的に売り手と買い手の話が折り合いがつけば、それでは非ともやっているとか、売って貰えないなら。その都度皆さん、最終的に。

○議長 はい18番

○18番 私もこの多良木に来て、40数年なんですけど、元組合長の家の近くということで、しよっちゅう、あそこはもう農協の時にも行っておりましたけど、その当時から水田ではありませんでしたので、ずっと畑で12番委員の言われたとおり、水も不自由なところなんですよ。誰か買って欲しいと言っても、まず買うような場所じゃ無いんですよ、はっきり言え

ば、なので、価格的にはこういうことになってしまったということで、言われるとおりに相対で、もうこれでないと折り合いがつかないというような形じゃなかったのかなというふうに理解します。以上です。

○議長 はい、ただいまですね、18番委員からもありましたとおり、この件に関しては非常に水路等もですね、無く、水も不自由だと、また長い間、●●さんの方がですね作られておったということで、両方で納得済みの案件だろうということだろうと思いますので、9番委員それでよろしいでしょうか。はい、12番委員。

○12番委員 9番委員の質問はですね、ほかの案件に対してのもあったと思うんですけども、やはり価格というのはですね、それなり必要かもしれませんけれども、あくまでも売り手と買い手が基本であり、であると思うんですね。まして農地の買い手がいない。売りたいくても買い手のいないという中で、農地の流動化を進めるためにはやはり最終的には本人たちですね、意向を十分踏まえたところで極端な価格差がない限りですね。非常におかしかなというような案件でない限りはですね。ある程度それに近い線で農地の流動化を進めていかないと。どっちも困るということが出てくる場所ですので、そういったところを十分に踏まえながら農地を動かしていくのが私たちのですね。立場じゃなかろうかとも思いますので、私の意見としてはそういうことですのでよろしくお願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。これからですね、今、皆さん方ですね、いろいろやはり条件の良いところがですね、余りにも安いとかですね。是非これからそういう案件がですね、出てきた場合は慎重に協議をいただいて、そして当事者同士ですね、話し合いも十分にさせていただくということで取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮り致します。本件に対するご意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認め、本件は許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この件については、議事参与の制限に関する案件がございますので、議長の私とそれから、7番委員それから19番委員それから、20番委員。退席をお願いしたいと思います。また退席している間はですね、2番委員、職務代行に議長お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(1番委員 7番委員 19番委員 20番委員退席)

**○職務代理者** それでは、会長が退席されましたので、職務代行させていただきます。日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についての退席された分の説明をお願いいたします。事務局。

**○事務局** 令和2年第4回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によります別紙計画書につきまして、3月30日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。退席されました方の集積計画についてご説明いたします。(退席した委員の件についての説明)

以上の計画申請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

**○職務代理者** はい、ありがとうございました。今の説明についてですね、ご意見のある方お願いいたします。

(意見等なし)

ないようですので、議案第2号の退席された委員の案件については異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。退席された委員さんの入室をお願いいたします。

(1 番委員 7 番委員 19 番委員 20 番委員入室)

これで職務代理者を退席させていただきます。

**○議長** はい、それでは議事を進めたいと思います。職務代行の 2 番委員には大変お世話になりました。続きまして残りの案件で説明をお願いいたします。

**○事務局** 1 ページの別冊の集積計画書の総括表について総括表にてご説明いたします。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

**○議長** はい、ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について皆さん方向かご意見はございませんか。はい、7 番委員

**○7 番委員** 先ほど退席した案件なんですけども。私が私の分と●●これは中山間地の組合長ですけれども、この土地がですね、とにかくもう何十数年間にわたって、耕作放棄地ということで、中山間地の区域内ではあったんですけれども、今回、第 5 期が始まって、ここを除外しようかというような話がありまして、多面的機能ていうのは、除外がされないということで、どうにかしなくてはいけないということで、とにかく管理だけをしようかということで、作りたくて作るわけじゃないんですけれども、やはりそのまま放っとくと、もっともっとほかに迷惑がかかるということで、一応契約をしたんですけれども、今回の中山間地の第 5 期の中で入る前にですね。やはり数名の方がもう管理をできないから、今回は、解約したいというような話があったんですけれども、やはり中山間地は脱退してもですね、やはり多面的機能とかでは、やはり農地を保持していかなくちゃいけないので、やはりできる人が何とか

して、そこを耕作とか維持管理をしてやったら、また次にまた耕作をされる方がしやすいんじゃないかということで、今回の契約にあたったんですけれども、それはそれは、竹の根がいっぱい入ってきてですね、大変だったんですけれども、多分皆さんの山つきの農地ではこんなことが今から出てくるんじゃないかと思います。それで今度は第5期が始まるに当たってですね。うちの中山間地では、どうしても中山間地からこのままだったら、耕作放棄地になるから、お金の方ですね補助金の方をやはり組合の方に個人配分の分をいただいて、みんなで管理していこうかというような話で、この12日にいろいろなそういう話があるんですけれども、そうしてでもいかないと、やはり個人任せではですね、もう荒れてしまって、もう本当に手がつけられなくなるし、また◇◇◇さんやら、〇〇〇さん達にここをお願いしまして、言っても決して返事は返ってこないだろうということで、やはり自分たちの地域は、やはり自分たちで、守っていかなくていけないのかなと、特にこの中山間地ではですね。強く思いまして、それでは、どうしても荒れないように、景観作物を作ったり、水路とかですねそういうとも保全だけをまずはやろかということで、契約に入ったんですけれども。これから先、こんな事例がたくさん出てくるんじゃないかと思いますが、やはり今、地域でも十三、四人が40代から60代ぐらいの方がおられるので、もうその人たちをお願いをして何とか維持管理をしていきたいなというような感じております。だから、もしこうしたがいいっていうようなもし、ご意見とかがあったらですね。教えてもらって、私たちも参考にして、地域を守っていきたいなと思ってますので、そういう形での契約でしたので、一応説明をさせていただきます。以上です。

◎議長 はい、ありがとうございます。ただいまのですね、7番委員の発言ですけど非常に参考になると思います。皆さん方の地区もですね。それぞれ中山間それから多面的ですね。機械利用組合等もあると思いますがみんなが一緒に一緒になってですね。それぞれの地区の農地

等の管理等に関しては相談をされていると思います。またですね、人農地プランの取り組みも今からございますので、ぜひですねそういった7番委員の発言のようなことを参考にしながらですね、それぞれの地区の農地の維持といいますか保全、皆さん方もぜひリーダーシップを取っていただいで進めていただければと私的には思います。皆さん方、今の件に関して何かご意見ございません。はい3番委員

◎3番委員 中山間地と多面的はおそらく面積はイコールじゃなかったろうかと思いますが、ですから、中山間地を外れると多面的も外れるのではなかろうかと私は思っておりますが、その点が第1点と、私のところもやはり荒れてですね。どうしようもなく、今回、第5期目につきましては、除外してくれというところが3件ほど上がってきております。役員で見ってもらったんですけども、1件につきましては、ここはちょっと面積があるから、みんなで出て管理すればというようなことを打診しましたが、役員の中から深田であるし、どうしようもできないだろうと。いうことでやはり除外せんばいかんだろうということで、協議しています。あとのところはですね。●●地区の基盤整備の計画の中で、基盤整備をやったんですけども、側溝よりも耕地の方が低くてですね。水が溜まっている。乾かない状態去年そうですね、去年まではどうにか飼料稲をつくってありましたけれども、もう見る影もなく植えたままの状態、刈り取ることも出来ない行ったところが、6枚ほどありました。面積はどの位かな。これからこっちぐらいの1畝位の面積、1枚がですね。そういったところですよ。もう1件は、やはり基盤整備の中でしてありますけれども、両サイド杉と、もう1年中日が当たらないといったところで、今回どうしようかというところで、本人さんとも話したんですけど、もう作りきらんと。作っても手を入れたがたがないからと、どぎゃんか除外してもらえんだろうかっていうような希望が出てきております。私の担当地区は、目に見えない迫々が、小さいとこがいっぱいあるとですよ。みても、鹿やら猪が出てきておると。掘った

くってしまったとるところをですね。無理やりに作ってくれと言っても、本人さんも迷惑されるだろうと思います。ですから今回、一応除外ということで、計画しております。当然中山間地も外れる訳ですけども、私の考え私が間違いかもしれません。けれども、多面的とイコールではなかったのかというふうに感じておりますんで、その点はどうなんだろうかということでございます。以上でございます。

○議長 ほかに何かご意見は。はい、7番委員

○7番委員 3番委員の件ですけども、やはり中山間地を除外した場合には、もちろんその耕作者がちゃんと管理していただければ、荒廃農地にはならないかと思っておりますけれども、除外することによって、そこが荒地にならないかなあというような心配も私たちはあって、なかなかその除外をしないように、みんな管理をしようという話はしてますけれども、除外して個人の除外地だから、そこは荒らしていいというようなことではいけないだろうと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長 なかなか管理するということでもですねどこでもでしょうけれど、やっぱりみんな高齢化になってですね、なかなか農地としての活用も考えんしですね。

○3番委員 まあ、みてたまがっです。植えたまんまこれぐらい

○議長 飼料稲つくっても後の機械の入らんばわからんですよね。この間、総合農政の時も話したんですけど、やはり●●地区あたりへのそういうところのに対する振興作物ちゅうか何かいろいろ考えはなかでしようかっていう話も、質問もしてみたんですけど、なかなかですね、農林課もそれからJAの方もいまいちこう有効な作物といいますか、そういうことが難しいというような返事でしたので。

○3番委員 陽が当たれば問題なかつとですけど、今度畑総で基盤整備してあつとですたい。両サイド山ですもんですからなんせ、木を切ってしてもらわんやっつとかと聞いたところ、

基盤整備の中にそこは要件が入っとらんと。ですから、山は木は切れずにそのままの状態  
で基盤整備をしてある。ですからもう土地も低くなっておりますもん。

○議長 はい、12番委員。

○12番委員 すいません。毎回毎回ですね、こういう話が出てくるんですけども、この総会  
のたびにですね。いわゆる除外地区農地除外もですね一応、農業公社にも、大分前ですね、  
ここで意見申し上げて持ち帰って検討するということですが、多良木町の農業委員  
会としてもですねこういう議案があるっちゃうことを、上の方にですね。総会ごとに意見  
書として、出していくとその積み重ねがですね。向こうも動いて除外申請の枠も広がって  
いくんじゃないかと思っておりますので、やっぱそういうことも常に声出して、行政の上の  
方にも繋げていくと、そうせんと。後継者がいない、周りも耕作しきらんと。ましてや山  
ん中の迫のなかと。あればできますので、条件等によってはもう積極的に除外していくと  
思いますけれども、以上です。

○議長 そうですね、やはり集落あたりで地区あたりですね、話し合いをするのももちろん  
大事だと思いますけれども、そういうふうな上ですね要望あるいは意見書あたりの提示と  
いいますかそういうのを確かに大事だと思いますので、事務局の方でもですね、そういう  
ふうな対応をしていく。いきたいというふうに思います。また集落の方でもですね、皆さ  
ん方入っていただいて、できる限りですね農地として維持はしていかなければならないと  
思いますけれども、もうどうしても出来ないというところは、そういうふうな対応ですね、  
今後考えていかなければならないと。いろいろとご協議をよろしくお願ひしたいと思いま  
す。

○3番委員 農振の見直しは来年かな。

○事務局長 ことし見直しです。

○3番委員 何月頃かな。

○事務局長 1年間を通してだったと思います。

○7番委員 5月一回したら農振除外は出けんです。今年だけは、5月1回、11月はありませ  
ん、4月の10日ごろまでに出さんと間に合わん。

○3番委員 農林課に言うたばってん、返事無かったよ。何か

○7番委員 連絡なからんば、まだその5月のにかからんばですな農林課に件の方ば話して

○3番委員 今日位までなら農振除外の希望ばすって買い手のあればところが、（以下、聞き  
取れず。）

○議長 ほかに何かございませんか。無いようでしたらお諮りいたしたいと思います。本件に  
対するご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題と  
いたします。事務局より説明をお願いいたします。はい事務局

○事務局 はい、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約  
の報告についてです。

（内容説明）

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何かご意見はござ  
いませんか。何かございませんか。無いようでしたら日程第4の報告第1号はこれで終わ  
りたいと思います。続きまして、日程第5 次回総会に伴う事前調査委員の指名を行いたい  
と思います。まず、総会ですが、5月は連休がございますので、総会の日程を5月の13日  
水曜日、午前9時から行いたいと思います。またそれに伴う事前調査を5月の12日火曜日、

午前9時から行いたいと思います。総会事前調査の日程についてはよろしいでしょうか。

調査委員を9番委員、10番委員、18番委員にお願いしたいと思いますが、御3方ご都合はいかがでしょう。よろしいですか。それではよろしくお願いしたいと思います。以上で日程第5、終わりたいと思います。

**○議長** 以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で整理させていただくことをご了承ください。

**○事務局長** はい、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第1回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記